

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備 設置事業との調和に関する条例について

事業計画

START

太陽電池モジュールの総面積が
1,000㎡を超えますか？

NO

(1,000以下の事業の場合)

「小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業
に関するガイドライン(富士宮市)」を遵守する
こと。

YES

抑制区域内ですか？

NO

条例に係る「届出書類」及び「同意申請書」の
提出が必要(事業着手の60日前までに届出)

YES

規則で定める区域ですか？

NO

！ 同意できません ！

YES

太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡以下まで設置可能。

条例に係る「届出書類」及び「同意申請書」の提出が必要

(事業着手の60日前までに届出)

ただし、1,000㎡を超える既設の事業又は計画中の事業区域
から1km以上間隔を有すること。

※規模の大小に問わず、いずれの事業計画においても他法令の遵守及び近隣住民への事前
説明を必ず行ってください。

！ いずれの計画においても、必ず事前に環境エネルギー室まで
ご相談にお越しください。